

総合管理業務委託仕様書（修正版）

I 業務概要

1. 業務名称 大阪市立十三市民病院建物・設備 総合管理業務委託長期継続
2. 履行場所 大阪市立十三市民病院
大阪市淀川区野中北2丁目12番27号
3. 履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日
4. 対象施設
 - ・敷地面積 13,708.31㎡
 - ・建築面積 3721.99㎡
 - ・延床面積 19,761.39㎡ （ファンルーム、トレンチ 496.21㎡は除く）
 - ・階数 地下1階、地上9階、塔屋1階、ヘリポート付
 - ・高さ 46.20m
 - ・構造 本体：鉄筋コンクリート造（免震構造）
（付帯施設） 中圧ガバナールーム：鉄筋コンクリート造 地上1階 24.81㎡
中和処理室：鉄筋コンクリート造 地上1階 16.66㎡
医療ガスボンベ室：鉄筋コンクリート造 地上1階 13.50㎡
駐輪場：鉄構造 地上1階 125.00㎡
 - ・病床数 263床（一般224床、結核39床）
 - ・昇降機設備 エレベーター 7台、エスカレーター 2台
小荷物用昇降機 1台

5. 業務内容

本業務委託は、大阪市立十三市民病院（以下、当院という。）の各設備の最適な運用、保全（修理・補修）、点検、保守等を行い、設備を常に最良の状態に維持するもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成30年版）」（以下「共通仕様書」という。）、現場説明書、質問回答書をいう。）に基づき設備の運転管理及び日常（定期含む）点検・保守また、それらの点検結果報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

II 共通事項

共通仕様書第1編第1章・第2章、第2編第1章第1節、第3編第1章第1節、第5編第1章第1節による。ただし、下記を優先する。

1. 本仕様書の表記

各項に付記した【 】は、共通仕様書における当該項目等を示す。

例：【I 1.2.3】第1編 1.2.3に該当する。

2. 適用

【I 1.1.1】(e)について、以下のとおり変更する。

すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし、設計図書間で相違がある場合、設計図書の優先順位は次のとおりとする。また、これにより難い場合または疑義を生じた場合は、監督職員と協議する。

- (1) 質問回答書
- (2) 現場説明書
- (3) 本仕様書
- (4) 個別仕様書
- (5) 共通仕様書

3. 用語の定義

共通仕様書の「施設管理担当者」を「監督職員」と読み替える。

【I 1.1.2】について、(28)(29)を追加する。

(28)「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲において受注者または業務責任者に対する指示、承諾または協議の職務を行うもので、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。

(29)「副業務責任者」とは、業務責任者を補佐し、業務責任者がその任に従事できない場合に業務責任者の役割を果たす者をいう。

4. 報告書の書式等

【I 1.1.5】について、下記のとおり読み替える。

受注者は業務委託契約後、発注者の指定する業務委託関係提出書類を2部作成し、速やかに監督職員に提出すること。

(a) 業務委託関係提出書類とは、次のような書類をいう。

- (1) 業務着手書類
- (2) 業務責任者届
- (3) 業務責任者が受注者に所属することを証する書面の届出
- (4) 業務担当者届
- (5) 業務計画書
- (6) 業務報告書
- (7) 業務完了届

(b) 提出時期の目安 (1)～(4)：契約後速やかに (5)：業務着手前 (6)～(7)：完了後速やかに

5. 業務計画書

【I 1.2.1】について、下記のとおり変更する。

- (1) 業務計画の要件は、下表の項目を記載すること。
- (2) 業務計画は、本設計書に規定されている各設備ごとに策定すること。
- (3) 業務計画に従って、業務遂行にあたること。
- (4) 業務計画の提出内容に変更が生じた場合は、その都度再提出すること。
- (5) 業務完了時には、その都度報告書を提出し監督職員の確認検査を受けること。
- (6) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、労務管理を適切に行うこと。

項目	記載事項
基本計画 (事業開始前に提出)	業務実施の必要体制、業務管理体制、非常時・災害時の体制と対応要件、想定外の事態が発生した場合の対応、環境負荷軽減及び運営経費削減の取り組み、その他業務計画に必要な事項
実施計画 (作業開始前に提出)	各業務の責任者及び業務従事者、必要な資格者の経歴及び資格等を証するものの写し、業務内容及び実施方法、業務報告の内容及び提出時期、病院内の各部署からの個別要請への対応、苦情等への対応、その他業務計画に必要な事項

項目	提出時期	記載事項
月間実施計画	作業前月	当月の日常・定期業務日程・業務時間帯・業務内容及び実施方法の報告書 翌月の作業予定・勤務表・通知文等の予定表
年間実施計画	年度当初	年度ごとの実施計画の内容及び業務日程等必要な事項
中間実施計画 (5年程度)	業務開始後 1年以内	事業期間中の建物(契約範囲の敷地内にある構造物全般)及び各設備等の修繕・延命対応の実施時期及び内容
長期実施計画 (10年程度)	業務開始後 1年以内	事業期間中の建物(契約範囲の敷地内にある構造物全般)及び各設備等の修繕・延命対応の実施時期及び内容

6. 業務従事者等

(1) 業務責任者

【I 1.3.2】に(d)(e)を追記する。

(d) 病院施設の業務責任者、副業務責任者[※]の実務経験を3年以上有すること。

(e) 下表の資格のうち2以上の資格を有すること。

(2) 副業務責任者

(a) 副業務責任者は、病院施設の実務経験を3年以上有するもの。

(b) 下表の資格のうち2以上の資格を有すること。

(3) 業務従事者

(a) 業務従事者は、病院施設の実務経験を2年以上有するもの。

(b) 下表の資格のうち1以上の資格を有すること。

[※]副業務責任者とは、業務責任者を補佐するために選任された者で1名以上配置する。
また、やむを得ず業務責任者がその任を遂行出来なくなった場合、業務責任者に代わり業務を遂行出来る。

凡例：◎必須 ○必要 △どちらでも良い

	資格名称	責任者	副責任者	従事者
①	第3種電気主任技術者	◎	◎	不要
②	第1種電気工事士	○	○	△
③	電気工事士(認定電気工事従事者含む)	不要	不要	○
④	第3種冷凍機械責任者	○	○	○
⑤	2級ボイラー技士	○	○	○
⑥	エネルギー管理員	○	○	不要
⑦	乙種第4類危険物取扱者	○	○	○

注) ①は責任者か副責任者の片方でも良い

責任者及び副責任者は○(◎含む)を2以上保有(証明要)していること。

担当者は○を1以上保有(証明要)していること。

7. 業務条件

【I 1.3.3】(a)について、以下のとおり変更する。

(a)業務を行う日時及びその要員数は、下記のとおりとする。

- ①平日（土・日・祝日及び12月29日から1月3日以外）の午前8時30分から午後5時30分の間は、業務責任者か副業務責任者を含み4名以上の要員配置を行うこと。
 - ②平日の午後5時30分から翌日の午前8時30分の間は、複数名の要員配置を行うこと。
 - ③休日（平日以外）の午前8時30分から午後5時30分の間は、複数名の要員配置を行うこと。
 - ④休日の午後5時30分から翌日の午前8時30分の間は、複数名の要員配置を行うこと。
 - ⑤いずれの場合においても、病院の指示により時間を前後させることがある。
- また、総合管理業の運用上の都合による時間変更は認めることがある。

8. 電気工作物保安業務

【I 1.3.4】(a)について、以下のとおり変更し、(d)を追記する。

(a)電気事業法（昭和39年法律第170号）による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、以下のとおり。

- ①当院構内の電気設備の工事・維持・運用の保安に関する業務
- ②関係機関へ届出等の手続き業務
- ③施設職員に対する安全教育
- ④警備員等の委託業者への指導

(d)電気主任技術者選任に関する事項は、以下のとおり。

- ①発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。
- ②自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
- ③電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

9. 火気、毒物、劇物の取扱い

【I 1.3.7】の業務内容は以下のとおり変更する。

作業等に際し、原則として火気、毒物、劇物は使用しない。火気、毒物、劇物を使用する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては、受注者の責任及び負担において必要な安全策を実施するものとする。また、受注者は火気の手配に関する監督を行い、修繕・改修工事で溶接等直火を扱う場合に『火気使用届』の提出を受け、監督・指導すること。

10. 喫煙場所

【I 1.3.8】の業務内容は以下のとおり変更する。

当院内の施設及びその敷地内は禁煙とする。

11. 服装等

【I 1.4.3】(a)(b)の業務内容は、以下のとおり変更する。

- (a)業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。
- (b)業務関係者は、顔写真付きの名札を着けて業務を行う。

12. 廃棄物の処理等

I 1.5.1 廃棄物の処理等

【I 1.5.1】について、以下のとおり変更する。

- (a)業務の実施（修繕や部品交換など）に伴い発生した廃棄物の処理は原則として受注者が行う。
- (b)発生材の保管場所及び集積場所は、監督職員の指示による。

13. 産業廃棄物等

I 1.5.2 産業廃棄物等

【I 1.5.2】(a)について、以下のとおり変更する。

(a)産業廃棄物の処理は、関係法令に従い適切に行うものとする。

14. 居室等の利用

I 2.1.1 居室等の利用

【I 2.1.1】に(c)を追加する。

(c)管理室内の清掃及び整理整頓は受注者にて行い、定期清掃は発注者の負担で行う。

15. 駐車場の利用

I 2.1.3 駐車場の利用

【I 2.1.3】について、以下のとおり変更する。

施設内の駐車場に利用する時は、事前に発注者に届け出ること。

16. 作業用足場等

I 2.2.1 作業用足場等

【I 2.2.1】(a)について、以下のとおり変更する。

(a)点検等に使用する脚立等は受注者の負担により用いる。ただし、発注者の保管する脚立等の使用は管理者の承諾を受けて使用することができる。

17. 定期点検等の範囲

II 1.1.2 点検の範囲

【II 1.1.2】(a)(c)を以下のとおり変更する。

(a)定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は特記事項及び個別仕様書とする。

(c)(a)に係る部分に、本編各章の作業項目又は作業内容の対象となる部分がない場合は、当該点検項目又は点検内容に係る点検を実施することを要さない。

II 1.1.3 保守の範囲

【II 1.1.2】による。

II 1.1.4 点検及び保守等の実施

【II 1.1.4】による。

18. 周期の表記

II 1.1.5 周期の表記

【II 1.1.5】に以下を追加する。

(14)点検周期を表記しない項目は「1Y」とする。

19. 点検及び保守に伴う注意事項

II 1.1.9 点検及び保守に伴う注意事項

【II 1.1.9】(c)を以下のとおり変更する。

(c)点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、屋外にて使用する三脚足場等については発注者から借り受けする事が出来る。

20. 業務の条件

III 1.1.2 業務の条件

【III 1.1.2】(a)(b)(c)を以下のとおり変更し、(d)を追記する。

(a)業務の条件は【I 1.3.3】に従うこと。

(b)設備は24時間運転とし、冷暖房の切替時期は、基本的に4月と10月に行う。ただし、発注者から指示がある場合はその指示に従うこと。

(c)電算機等設置している部屋の空調点検については、管理者相談のうえ行うこと。

(d)当院の病院事業に支障のない、業務管理を行うこと。

21. 運転・監視の範囲

III 1.1.4 運転・監視の範囲

【III 1.1.4】を以下のとおり変更する。

運転・監視の範囲は、以下による。ただし対象設備は個別仕様書を参照すること。

(1)設備機器の起動・停止の操作（遠方操作を含む）

- (2) 設備運転状況の監視または計測・記録
- (3) 室内温湿度管理と運転条件の変動に対応した機器の制御、設定値調整
- (4) 省エネルギー運転とデマンド管理運転
- (5) 季節運転切替え、本予備機運転切替え
- (6) 運転時間に基づく設備計画保全の把握
- (7) その他特記で定めた事項

22. 日常点検の範囲

Ⅲ 1.1.5 点検の範囲

【Ⅲ 1.1.5】を以下のとおり変更する。

- (a) 日常点検の対象部分、数量等は特記事項及び個別仕様書とする。
- (b) 電気室、機械室、医療ガスボンベ室等の主要な設備の設置場所は、1日1回巡視して機器等の異常の有無を点検する。
なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告をする。
- (c) 【Ⅱ 1.1.9】 (c) 参照

23. 支給材料

【Ⅲ 1.1.9】(6)を以下のとおり変更する。

Ⅲ 1.1.9 支給材料。

- (6) フィルター類（空調機以外のもの）

24. 業務委託料の内訳書

受注者は、設計図書に基づく業務委託料内訳書を作成し監督職員に提出する。

25. 鍵の管理

- (1) 業務に必要な鍵を発注者より借受けする事ができる。
- (2) 発注者の許可なく複製品を所持してはならない。
- (3) 借受けた鍵を紛失した場合は、紛失者の負担により鍵の交換を行うこと。

26. 庶務的事項

受注者は本業務に従事する者に対し、必要な管理を定期的に行う。

- (1) 建物・設備の維持管理に際し予防的管理を基本にして本業務を履行するものとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、業務従事者の健康管理について適切な管理を行うとともに、適切な保護具を使用させ十分な安全措置を講じるものとする。
- (3) 受注者は、従事者に対し、接遇マナー（人権啓発研修）・安全知識及び衛生知識・業務教育・作業指導等を定期的に行うこと。また、発注者が求めた研修にはできる限り出席すること。

27. 所要経費の負担区分

(a) 発注者の負担

- (1) 管理室
- (2) 管理上必要な光熱水費
- (3) 管理上必要な什器・備品（机・椅子等）
- (4) 設備機器の付属工具备品類
- (5) 設備機器の部費品、消耗品（電球類等）
- (6) 管理に係る発注者名義の電話料金
- (7) その他発注者の認めるもの

(b) 受注者の負担

- (1) 作業服、保護具一式
- (2) 事務用品、報告書、その他点検記録用紙
- (3) 保守・定期点検、整備作業で使用する水処理剤^{*}、工具一式、潤滑油、ウエス等の消耗品等
- (4) その他管理上必要な物品（パソコン、コピー機等）

※水処理剤の使用実績（令和2年度）

参考数量とし、機器能力により算出すること。

名称	メーカー・品番	使用量
ボイラ缶水処理剤	東西化学製 ニューヘックスEFI-310 10kg入	20箱
ボイラ復水処理剤	東西化学製 ティオックスFA 10kg入	6箱
並塩（ボイラ及びRO装置）	20kg入	70袋
冷却水系水処理薬品	東西化学製 ハイクリーンMR-110L 10kg	20袋

28. 管理室等

- (a)業務従事者は、発注者の指定した管理室を拠点とする。
- (b)管理室等は、関係する業務区分ごとに受注者は責任者及び副責任者を定め管理すること。
- ①管理室内の床・器具の清掃及び室内の整理整頓は受注者、定期清掃は発注者の契約業者が行う。
 - ②機械室・電気室・発電機室・DS・PS等の清掃は、適宜受注者にて行う。
 - ③管理室等の什器・備品等は常に良好で衛生的な状態に整備すること。
- (c)管理室等の部外者の入退室及び、業務外の物品の搬入出ついで厳格な管理を行うこと。
- (d)蛍光灯、Vベルト、フィルター等の使用数量及び在庫数量を管理し、交換等に支障を及ぼさないこと。

29. 改善提案

- (a)本業務全般にあたり、コスト縮減が可能な業務について、改善提案を行うこと。ただし、業務の品質は確保すること。

30. 業務の引継ぎについて

受注者は本件業務開始前に業務引継ぎ計画を作成し、発注者に提出するとともに計画に基づき引継ぎを行い、必要な体制、備品及び物品等を準備し、令和4年4月1日からの本件業務開始に備えること。

受注者は、本契約満了、又は解除に伴い新受注者に本件業務を引継ぐときは、発注者の運営に支障のないように新旧両受注者が相互に協力し、十分な時間及び内容を持って遺漏の無いように業務の引継ぎをしなければならない。その際、引継ぎ開始前に、新旧両受注者連名の業務引継ぎ計画書を発注者に提出すること。なお、旧受注者及び新受注者間で精算が必要な場合は、それぞれ両者間で協議し精算を行うこと。この場合、発注者は、旧受注者及び新受注者間での精算については一切の責任を負わない。

31. 成果物に係る著作権その他の権利の帰属

受注者が業務の実施にあたり作成した書類及び電子データ等、一切の図書の著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとし、契約の満了時、又は解除時には速やかに受注者は発注者に引き渡す。

32. 再委託の制限

- (1)当業務における「主たる部分」とは、次の各項に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等
 - ②本仕様書の「第Ⅲ編 施設設備総合管理」業務
- (2)受注者はコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、承諾を必要としない。
- (3)受注者は、上記(1)①②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。その際、再委託相手、再委託内容、再委託金額、受注者の管理業務の内容を公表するとともに発注者側で価格調査結果等を別途実施した場合は、それを踏まえ、受注者の設定した再委託金額等に係る発注者への説明責任を有し、金額の見直し等に係る協議に真摯に対応するものとする。
- (4)受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- 再委託の相手方は大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けた者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けているものであってはならない。

33. その他

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行い決定するものとする。

Ⅲ 施設設備総合管理（運転、監視及び日常点検・保守等）

共通仕様書第3編 運転・監視及び日常点検・保守による。

ただし、下記を優先する。

1. 日常管理業務

(a)業務内容

- ①設備管理に伴い、発注者の行う業務検査・調査の立会い、公官庁、各種業者との打合せ立会い及び必要書類の作成を行う。
- ②緊急の有無を問わず事故発生の場合は、受注者で応急処理に当たり、速やかに発注者にその詳細を報告のすること。
- ③施設管理に関し、物品等の納品に伴う関連業務を行う。
- ④本施設に係る諸設備及び共通利用者等の各種機器等について、平素からの取扱い方法を習得し、発注者の要請に応じてその取扱説明等を行う。
- ⑤その他、本施設に係る総合的な管理者としての適切な対応・処理を積極的に行う。

(b)報告事項

(1)業務日報

毎日、前日の業務をまとめて監督職員に提出する。

(2)業務月報

毎月10日までに、前月の検針データ等をまとめて監督職員に提出する。

(3)点検整備報告書

点検、整備、補修作業終了後速やかに監督職員に提出すること。

(c)諸数量の把握

- (1)本業の履行上必要となる部材・機材（発注者負担品）について、受注者は各業務ごと・用途区分ごとに数量表を作成して管理を行うこと。

2. 事務管理業務

(a)管理運営の補助業務

[管理運営]

- ①敷地及び建物管理を行う。
- ②景観等の管理を行う。
- ③標示板・標識及び備品・什器類の管理を行う。
- ④施設運営に係る備品・什器類の転移に必要な作業を行う。

[改修工事管理等]

- ①発注者が行う改修工事等について、工事の安全管理、衛生管理、給排水空調設備、及び電気設備等の休止、切替措置等を発注者指示のもと行う。

[公官庁等対応]

- ①施設管理全般における公官庁との打合せ・各種検査立会及び各種書類の作成・届出・対応等を行う。
- ②本施設に関する苦情についての的確な対応を行う。
- ③本施設管理に係る予算要求資料・支払い管理の資料・決算資料等の作成に協力する。
- ④関係諸法令についての対応及び処理。

[会議・施設内行事]

- ①消防、防災訓練、全館行事等の準備及び運営の支援を行う。

(b)自動販売機等設置許可物件に関する管理

- ①院内に設置されている自動販売機等についての利用者からの苦情に際し、電源・給水等の処理を行うこと。また、機器本体の故障は設置事業者対応とする。

3. 建築

(1) 対象施設

本仕様書 I 業務概要 4 による。

(2) 業務内容

「共通仕様書 第3編 第2章 建築」による他、下記の例に示す簡易な補修等を実施する。

①建物の破損や漏水、故障等、緊急時の応急措置

②建築物部分の軽微な修理、取外し取付け作業（カーテンレール、後付型手摺、飛散防止フィルム等を含む）

③什器等の取付け、移設、撤去、及び転倒防止対策等の作業

4. 電気設備

(1) 対象施設

「共通仕様書 第3編 第3章 電気設備」による。ただし【Ⅲ 3.7.1】【Ⅲ 3.8.1】及び【Ⅲ 3.9.1】は除く。

(2) 業務内容

「共通仕様書 第3編 第3章 電気設備」による。ただし【Ⅲ 3.7.1】【Ⅲ 3.8.1】及び【Ⅲ 3.9.1】は除く。

5. 機械設備

(1) 対象施設

「共通仕様書 第3編 第4章 機械設備」による。ただし【Ⅲ 4.1.4】【Ⅲ 4.1.5】及び【Ⅲ 4.4.3】を除く。

(2) 業務内容

「共通仕様書 第3編 第4章 機械設備」による。ただし【Ⅲ 4.1.4】【Ⅲ 4.1.5】及び【Ⅲ 4.4.3】を除く。

6. 監視制御設備

(1) 対象施設

「共通仕様書 第3編 第5章 監視制御設備」による。

(2) 業務内容

「共通仕様書 第3編 第5章 監視制御設備」による。

7. 搬送設備

(1) 対象施設

「共通仕様書 第3編 第6章 搬送設備」による。

(2) 業務内容

「共通仕様書 第3編 第6章 搬送設備」による。

IV 定期点検等及び保守

共通仕様書第2編 定期点検及び保守による。ただし、個別仕様書及び下記を優先する。

「製造者」の記載がある保守点検は「製造者もしくは製造者の系列業者」（以下、製造者等という。）にて実施すること。

1. 建築

(1) 対象施設

本仕様書 I 業務概要 4 による。

(2) 定期点検

①「共通仕様書 第2編 第2章 建築」による。ただし【II 2.3.7】【II 2.4.3】は除く

②自動ドアは保守点検業務を製造メーカーにて実施すること。

製造者：ナブコドア㈱ 点検数42台

(3) 建築基準法第12条点検

「共通仕様書 第2編 第1章 第2節」による。ただし【II 2.3.7】【II 2.4.3】は除く

①第12条第1項に基づく建築物等の調査については、令和5年度及び令和8年度に実施すること。

②第12条第3項に基づく建築設備及び防火設備の検査は毎年実施すること。

③上記②の点検は、「共通仕様書 第2編 第6章 第3節」による。

④上記①及び②の点検時期は、行政機関への提出期限を考慮し監督職員と協議うえ定めること。

2. 電気設備

(1) 対象施設

主たる設備は別紙1、2による。

(2) 定期点検

①個別仕様書及び「共通仕様書 第2編 第3章 電気設備」による。ただし【II 3.2.5】

【II 3.3.13】【II 3.3.14】【II 3.7.1】【II 3.8.1】【II 3.9.1】【II 3.9.5】

【II 3.9.7】は除く

(3) 特記事項

①絶縁抵抗測定は配電盤内のみとする。

3. 機械設備

(1) 対象施設

個別仕様書による。ほか下記の点検を行う。

(2) 定期点検

①個別仕様書及び「共通仕様書 第2編 第4章 機械設備」による。ただし【II 4.2.1】

【II 4.2.3】【II 4.2.4】【II 4.3.1】【II 4.3.3】【II 4.3.4】【II 4.3.7】

【II 4.3.8】【II 4.4.6】【II 4.5.8】【II 4.5.9】【II 4.5.10】【II 4.5.11】

及び、共通仕様書第2編第4章第8節から10節は除く

(a) 中和排水処理装置点検

(1) 対象施設

下表のとおり。

中和排水処理装置		
製造者	アーパス技研工業株式会社	
バスケットスクリーン	PCV製 300W×400L×300H	1台
原水ポンプ	耐食用水中ポンプ 50A×0.04m ³ /min×6m×0.4kw	2台
中和処理ユニット	1式	
脱臭フィルターユニット	PCV製 ヨウ素吸着方式 10m ³ /min	1台
脱臭ファン	PCV製 ターボ型 10m ³ /min×30mmH×0.4kW	1台
放流ポンプ	50A×0.05m ³ /min×10mH×0.4kw	2台
フロートスイッチ	水銀スイッチ製、3連球式	

(2) 定期点検

製造者による定期点検を3か月ごとに行うこと。

(b) 硬水軟化装置点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

硬水軟化装置	
製造者	東西化学産業株式会社
形式	FS-0100型 2基 自動再生型（手動切替）2台1組
最大流量	5.3m ³ /h
採水量	100m ³

(2) 点検内容

製造者による定期点検を1年に1回行い、以下の製品を交換する。

イオン樹脂（ミニパール）：毎年40リットル（3年ごとに200リットルで、次回は令和6年）

樹脂洗浄剤（ハイクリーン）：20kg

(c) 水質管理（給湯水）

【Ⅱ 4.7.2】に下記項目を追加する。

(1) 給湯水検査

①水道法16項目「一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物」の検査を行う。（以下、16項目検査という。）

検査回数は1年に2回とし、うち1回は「トリハロメタン、クロロホルム、ジプロモクロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム」の5項目を追加する。

②レジオネラ属菌の検出検査（1回/年）

(d) 水質管理（飲料水）

【Ⅱ 4.7.3】(d)を下記に読み替える。

水質検査は1年に1回受水槽清掃日の1週間後に16項目検査を行う。

なお、8階詰所流し台と受水槽の2箇所から採水し検査を行うこと。

(e) 全熱交換器

(1) 対象施設

下表のとおり。

設置階	設置 台数	フィルター 枚数	種類	寸法 (型番)	洗浄・清掃、交換時期													
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1階	1	4	プレフィルタ (PS400)	223×420×13		○				○			○				◎	
3階	1	4	プレフィルタ (PS400)	223×420×13		○				○			○				◎	
9階	1	4	プレフィルタ (PS400)	168×420×13		○				○			○				◎	

(2) 点検内容

表に記載の時期にフィルターを〔○：洗浄または清掃〕〔◎交換〕行う。

4. 防災設備

(1) 対象施設

個別仕様書による。

(2) 定期点検

①個別仕様書及び「共通仕様書 第2編 第6章 防災設備」による。

5. 搬送設備

(1) 対象施設

個別仕様書による。

(2) 定期点検

①「共通仕様書 第2編 第7章 搬送設備」による。ただし【Ⅱ 7.2.8】【Ⅱ 7.5.1】は除く

6. 工作物・外構等

(1) 対象施設

個別仕様書による。

(2) 定期点検

①「共通仕様書 第2編 第8章 工作物・外構等」による。ただし【Ⅱ 8.3.2】【Ⅱ 8.3.3】は除く。

7. 執務環境測定等

共通仕様書第5編 執務環境測定等による。ただし、第4章、第5章を削除し、表2.2.1に下記内容を追加する。

(1) キシレン濃度作業環境測定

①測定箇所 2階 検体検査室

(2) ホルムアルデヒド作業環境測定

①測定箇所 地下1階 病理室、2階 検体検査室

(3) 測定点数 (1)(2)とも、各室において6点以上

(4) 測定周期 (1)(2)とも、6ヵ月ごとに行う。

8. R0純水製造装置

(1) 対象施設

R0純水製造装置一式【東洋紡エンジニアリング】

(2) 定期点検

- ①製造者による保守点検業務を、3ヵ月ごとに行うこと。
- ②下記のおける部品交換を行うこと。

品名	品番	数量	備考
1. 紫外線管球	UVL-90L	11本	
2. プレフィルターエレメント	TWP-005	32台	
3. G35型純水器再生（イオン交換樹脂）	G-35R	2台	
4. UFモジュール	UPA-3002	2台	
5. エアフィルター	TAF-020	1個	
6. R0モジュール	HA8130FM	1台	

※交換周期 1-5は【1回/年】 6は【1回/3年】

9. 医療関係設備等

(a) ナースコール設備

(1) 対象施設

ナースコールシステム設備【株式会社ケアコム製】

(2) 定期点検

個別仕様書による。

(b) 医療ガス設備

(1) 対象施設

医療ガス設備【株式会社セントラルユニ製】

(2) 定期点検

個別仕様書による。

(c) 院内搬送設備

(1) 対象施設

垂直・水平搬送機設備【株式会社日本シューター製】

(2) 定期点検

個別仕様書による。

(d) 中央集塵設備

(1) 対象施設

中央集塵設備【日本シューター製】

(2) 定期点検

個別仕様書による。

(e) ごみ貯留排出設備

(1) 対象施設

ごみ貯留排出設備【日本クリーンシステム製】

(2) 定期点検

個別仕様書による。

(f) 害虫等駆除

(1) 対象施設

当院全般

(2) 定期点検

個別仕様書による。

V 個別仕様書

本仕様書「IV定期点検及び保守」は下記によるものとする。

「製造者」の記載がある保守点検は「製造者もしくは製造者の系列業者」（以下、製造者等という。）にて実施すること。

1. 電気工作物

- (a) 照明制御盤保守
- (b) 受変電設備点検
- (c) 自家発電設備点検
- (d) 直流電源設備点検
- (e) 交流無停電電源設備点検
- (f) 構内交換機保守

2. 機械設備

- (a) ボイラー設備等保守
- (b) 空気熱源ヒートポンプユニット保守
- (c) 吸収冷温水機保守
- (d) パッケージエアコン点検
- (e) 冷却塔点検
- (f) 地下オイルタンク点検
- (g) AHU（エアハンドリング）点検
- (h) FCU（ファンコイル）、FFU（ファンフィルター）点検
- (i) ポンプ設備点検
- (j) 送排風機、換気扇、全熱交換器点検
- (k) 受水槽、貯湯槽、汚水槽、雑排水槽点検
- (l) 排気ガス測定

3. 監視制御設備

- (a) 中央監視制御装置保守
- (b) 自動制御装置保守

4. 防災設備

- (a) 消防用設備等点検

5. 搬送設備

- (a) 昇降装置保守

6. 工作物・外構等

- (a) 植栽管理

7. 医療関連設備等

- (a) ナースコール設備保守
- (b) 医療ガス設備保守
- (c) 院内搬送設備保守
- (d) 中央集塵装置設備保守
- (e) ごみ貯留排出設備保守
- (f) 害虫等駆除

1. 電気工作物保守点検業務

(a) 照明制御盤保守点検

(1) 製造者

パナソニック(株) FreeFitマンマシン装置：NQX81 1台

(2) 機器構成

パソコン1台、信号増幅器15台、HUB2台、照明コントローラ7台

(3) 業務内容

【Ⅱ 3.2.2】によるほか製造者等の精密点検を1年に1回行う。

(4) 特記事項

製造者等の保守内容は「故障受付は24時間対応」とすること。

(b) 受変電設備点検

(1) 対象施設

別紙1、2による。

(2) 点検内容

【Ⅱ 3.3.1】～【Ⅱ 3.3.12】による。

(3) 特記事項

①引込柱から電気室間の高圧ケーブル2回線（本線・予備選）の漏洩電流を測定する。

本線	6.6kV_CVT60sq 170m	予備線	6.6kV_CVT60sq 147m
----	--------------------	-----	--------------------

②高圧遮断機の精密点検は、下表のとおり行うこと。

点検年(年度)	点検するVCB	備考
1年目(R4)	52F11・52F12・52F13・52F14・52F24	
2年目(R5)	52F21・52F22・52F23・52C2・52FG1	
3年目(R6)	52FG2・52B1・52B2・52B3・52B4	
4年目(R7)	52R1・52R2・52GC・52GA・52C1	
5年目(R8)	52F11・52F12・52F13・52F14・52F24	

③停電作業計画書は監督職員と協議のうえ作成する。

④また、関係各所への通知は、作業実施の約1カ月前には行い同意を得ること。

⑤絶縁抵抗測定は配電盤内のみとする。

(c) 自家発電設備点検

(1) 対象施設

下表のとおり。

非常用発電機			
製造者	ヤンマーディーゼル株式会社	用途	非常用
型式	ATG750(09-4075LWTS-11)		
油種	A重油	油糧	750/950L

原動機：単純開放サイクル 軸式ガスタービン機関			
製造者	ヤンマーディーゼル株式会社	製造年月	2001年1月
型式	AT900S	製造番号	1618CJ
始動方式	セルモーター始動式	冷却方法	強制空冷式
出力	699kW/1800min-1		

発電機			
製造者	西芝電機株式会社	製造年月	2000年12月
型式	NTAKL-SCK	製造番号	904129A1A
容量	750kVA 6600V	力率	0.8PF
定格	65.7A 1800min-1	極数	4P

(2)点検内容

【Ⅱ 3.4.1】による。ただし、6Mを1Yと読み替え製造者等の点検を1年に1回行う。

(3)特記事項

①【Ⅱ 3.4.1】の12条点検は別途作業にて行う。

(d)直流電源設備点検

(1)対象施設

下表のとおり。

直流電源設備	
製造者	古河電池株式会社
整流器型名	DP2100T-100MB
蓄電池型名	MSE300_54セル×2セット

(2)点検内容

【Ⅱ 3.5.1】～【Ⅱ 3.5.3】による。

ただし、6Mを1Yと読み替え製造者等の点検を1年に1回行う。

(3)特記事項

【Ⅱ 3.5.2】～【Ⅱ 3.5.3】の12条点検は別途作業にて行う。

(e)交流無停電電源設備点検

(1)対象施設

下表のとおり。

交流無停電電源設備	
製造者	日本電池株式会社
無停電電源装置	100kVA無停電電源装置 BIROS-F4100T
蓄電池型名	MSE200_180セル

(2)点検内容

【Ⅱ 3.6.1】～【Ⅱ 3.6.3】による。

ただし、6Mを1Yと読み替え製造者等の点検を1年に1回行う。

(3)特記事項

【Ⅱ 3.6.2】～【Ⅱ 3.6.3】の12条点検は別途作業にて行う。

(f)構内交換機保守点検

(1)対象施設

下表のとおり。

構内交換装置：電子交換機	
製造者	株式会社 日立製作所
装置名称	CX-01S
局線	16回線
内線	447回線（500回線未満）
蓄電池	停電時3時間保障
電話機	多機能電話機 43台 他
局線中継台	2席
付属設備等	PHSアンテナ（70個）、アンテナ子機（200台）、 管理用パソコンHP_Elite8300_SF/CT（2台）、液晶 モニター（2台）、プリンター2台 システムサーバー（1台）、モニター（1台）、 アナウンス装置（2台） 転送装置（1台） シーケンサー（1台）
配線設備	1式

(2)点検内容

【Ⅱ 3.9.2】による。ほか製造者等による点検を3ヵ月ごとに行う。

(3)特記事項

①交換機異常に際し、当院関係者から出動要請を受信した場合は、約2時間以内に作業員を派遣し原因を調査し、早急に復旧に当たること。

②予備PHS等の番号割り当てを保守点検内に含むこと。(年間、約10台程度)

また、ナースコールに連動するPHSへの対応は、当日中の完了を目途に行うこと。

2. 機械設備保守点検業務

(a)ボイラー設備等保守点検業務

(1)対象施設

下表のとおり。

ボイラー：炉筒煙管式（炉筒式ボイラー）		
製造者	株式会社ヒラカワ	
品番・型番	MPM-1500F	
検査書番号	125002	125003
伝熱面積（内容量）	7.5㎡	7.5㎡

圧力容器：液体加熱器				
種別	蒸気発生器	ストレージタンク		
製造者	日坂製作所	バルテクノ	バルテクノ	バルテクノ
品番・型番	HIS-H8	SVS-A-1200X2500	SVS-A-1300X2500	SVS-A-1300X2500
検査書番号	129033	139003	139004	139005
伝熱面積（内容量）	0.35㎡	3.272㎡	3.869㎡	3.869㎡

(2)点検内容

【Ⅱ 4.2.2】【Ⅱ 4.4.2】及び【Ⅱ 4.4.3】による。ほか製造者等の点検を3ヵ月ごとに行う。

(3)特記事項

①法定性能検査を毎年7月頃を実施する。なお、検査費用は本業務に含むものとする。

(b)空気熱源ヒートポンプユニット保守点検業務

(1)対象施設

下表のとおり。

空冷ヒートポンプチラー	
製造者	ダイキン工業株式会社
型式・台数	UWRYD100B6R 2台
冷房能力	268kW
加熱能力	233kW

(2)点検内容

【Ⅱ 4.3.2】による。ほか製造者等の点検を6ヵ月ごとに行う。

(c) 吸収冷温水機保守点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

ガス吸収式冷温水発生機	
製造者	川重冷熱工業株式会社
型式・台数	Σ1JG-300AA6 2台
冷房能力	1055kW
加熱能力	883kW

(2) 点検内容

【Ⅱ 4.3.5】による。ほか製造者等の点検を6ヵ月ごとに行う。

(d) パッケージエアコン点検業務

(1) 対象施設

別紙3「パッケージユニット（機器一覧）」による。

(2) 点検内容

【Ⅱ 4.3.6】による。ほか下記事項を行う。

(3) 特記事項

別紙4「パッケージユニット（フィルター一覧）」及び別紙5「フィルターユニット（フィルター一覧）」による、フィルターの取替を行う。

(e) 冷却塔点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

冷却塔	
製造者	空研工業株式会社
型式・台数	SKB-300GS 2台

(2) 点検内容

【Ⅱ 4.3.9】及び【Ⅱ 4.7.1】による。

(3) 特記事項

① レジオネラ属菌の検出検査（2回/年）

(f) 地下オイルタンク点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

地下オイルタンク	
設置年	2001年
危険物の類	A重油 30000L

(2) 点検内容

【Ⅱ 4.4.1】による。

(g) AHU（エアハンドリングユニット）点検業務

(1) 対象施設

別紙6「エアハンドリングユニット（機器一覧）」による。

(2) 点検内容

【Ⅱ 4.4.4】による。ほか下記事項を行う。

(3) 特記事項

別紙7「エアハンドリングユニット（フィルター一覧）」及び別紙5「フィルターユニット（フィルター一覧）」による、フィルターの取替を行う。

(h) FCU（ファンコイルユニット）、FFU（ファンフィルターユニット）点検業務

(1) 対象施設

別紙8「ファンコイルユニット（機器一覧）」別紙10「ファンフィルターユニット（機器一覧）」による。

(2) 点検内容

【Ⅱ 4.4.5】による。ほか下記の特記事項を行う。

(3) 特記事項

別紙9「ファンコイルユニット（フィルター一覧）」別紙11「ファンフィルターユニット（フィルター一覧）」及び別紙5「フィルターユニット（フィルター一覧）」による、フィルターの取替を行う。

(i) ポンプ設備点検業務

(1) 対象施設

渦巻き型ポンプ、加圧給水ポンプ、ラインポンプ、水中ポンプ等 全54台

(2) 点検内容

【Ⅱ 4.4.7】【Ⅱ 4.5.7】による。

(j) 送排風機、換気扇点検業務

(1) 対象施設

送排風機 全75台、排気口835台

(2) 点検内容

【Ⅱ 4.4.8】～【Ⅱ 4.4.9】による。

(k) 受水槽、貯湯槽、汚水槽、雑排水槽点検業務

(1) 対象施設

受水槽、貯湯槽、汚水槽、雑排水槽

(2) 点検内容

【Ⅱ 4.5.1】～【Ⅱ 4.5.6】による。

(1) 排気ガス測定業務

(1) 業務内容

大気汚染防止法、大気汚染防止施行規則等の関連法規に基づき、下表に記す各設備の排出ガスにおけるばいじん及び有害物質を測定を行う。

① 排出ガスにおけるばいじん測定

5年に1回以上（前回測定は、令和2年度）

② 有害物質（窒素酸化物を含む）

1年に2回以上（概ね6ヵ月ごと）

(2) 対象施設

下表のとおり。

ボイラー：炉筒煙管式（炉筒式ボイラー）		
製造者	株式会社ヒラカワ	
品番・型番	MPM-1500F	
検査書番号	125002	125003
伝熱面積（内容量）	7.5㎡	7.5㎡

ガス吸収式冷温水発生機	
製造者	川重冷熱工業株式会社
型式・台数	Σ 1JG-300AA6 2台
冷房能力	1055kW
加熱能力	883kW

3. 監視制御設備

(a) 中央監視制御装置保守点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

中央監視装置	
製造者	富士通株式会社
形式	Futuric/B

(2) 点検内容

【Ⅱ 5.2.1】による。ほか製造者等による年間保守及び点検を3ヵ月に1回行う。

(b) 自動制御装置保守点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

中央監視装置	
制御対象	熱源制御×1、冷却塔制御×2、還水槽制御×1、膨張タンク制御×2
	貯湯槽制御×3、空調機制御1×7、空調機制御2×1
	空調機制御3-1×1、空調機制御3-2×2、空調機制御4×2
	空調機制御5×5、空調機制御6×1、空調機制御7-1×20
	空調機制御7-2×2、空調機制御8×1、空調機制御9×2
	フィルターユニット警報×11、ファンフィルターユニット制御×5
	室内圧制御×11、ファン発停制御×4、計測×18
	ターミナルエアハン制御×7、漏水警報監視×4
製造者	アズビル株式会社

(2) 点検内容

【Ⅱ 5.3.1】による。ほか製造者等による年間保守及び点検を年に2回行う。

4. 防災設備

消防用設備等

(a) 消防用設備等点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。 () 内は員数

消火器
粉末（蓄圧式）消火器ABC10型(153)・20型(3)・50型(3)、強化液3型(1)
スプリンクラー設備
加圧送水装置・ポンプ(1)、流水検知装置(12)、ヘッド(2030)、制御盤(1)、呼水装置(1)
不活性ガス（窒素）消火設備〔中央監視室・コンピューター室〕
貯蔵容器16.8m ³ (9)、加圧容器0.5m ³ (1)、起動容器1.0kg(2)・露出放形出表示灯：中央監視室(3)、コンピューター室(2)・火災感知器：差動式スポット(1)、光電式スポット(3)・制御盤1面：TC111A-N (株)コーアツ製
自動火災報知設備
複合GR型受信盤255×6 感知器：定温式スポット型(55)、熱アナログ式スポット型(23)、煙式非蓄積光電式スポット型(475)、煙式光電アナログ式スポット型(399) 発信機(50)
ガス漏れ火災警報設備
複合GR型受信盤255×6、ガス漏れ検知器(13) ・付属装置：4階～8階ナースステーション、R型4表示機、CRT、総合操作盤 ・検知器用電源装置：PG24-3AK
消防機関へ通報する火災報知設備
遠隔起動装置：SDE-204F (株)大興電機製作所製 ・中央監視室、4階～8階ナースステーション 各1
非常警報器具及び設備
操作部・複合装置：EM-E518VD 日本ビクター(株) 増幅器：EM-A2442×2、EM-A364 日本ビクター(株) ・非常電話盤：EM-17シリーズ 18/40回線 能美防災(株) 電話機18台 ・非常カットリレー(20)、スピーカー(607)
誘導灯及び誘導標識
避難口誘導灯：B級(137)、C級(19) 通路誘導灯：B級(48) 誘導標識(7) 廊下通路誘導灯：FL40W(17)
排煙設備
排煙機：CLF2(R)-RS テラル(株) 2台 手動開閉装置(173) 自動開錠装置：防火扉(136)、防火シャッター(48)、防火ダンパー(113)、垂れ壁(9)、排煙口(144)
連結送水管
放水口(17) ・非常EVホール：B1F～9F(10)、屋外D階段前：3F～8F(6)、ヘリポート(1) 送水口(2)
非常電源設備
非常用発電設備（ガスタービン）6.6kV 750kVA 燃料：A重油 ・原動機：AT900S ヤンマーディーゼル(株)製 ・発電機：NTAKL-SCK 西芝電気(株)製 蓄電池：MSE-600 (株)GSユアサ
総合操作盤
総合操作盤：IS100 能美防災(株)製 1式 ・付属装置：UPS電源内蔵、モニター、プリンター

(2) 点検内容

【Ⅱ 6.1.1】～【Ⅱ 6.3.6】による。ほか、下記の点検を行うこと。

- ①毎年6月（外観・機能）と12月（総合）に点検を行うこと。
- ②連結送水管の耐圧機能検査を行うこと。（令和5年度及び8年度）

5. 搬送設備

(a) 昇降装置保守点検行業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

昇降装置一覧																		
■ エレベーター																		
号機	設置年月	契約種別	委託開始日	メーカー	型式	型番	制御方式	積載	定員	速度	停止	福祉	火災	停電	地震	音声	種別	備考
1	H13.11	メーカー系 7&メンテナンス契約	H13.11	東芝エレベーター株式会社	P1500-90-10	CV150A	制御	1000	15	90	10	○	○	○	○	○	エレベーター	乗用 連絡
2	H13.11	メーカー系 7&メンテナンス契約	H13.11	東芝エレベーター株式会社	P1500-90-10	CV150A	制御	1000	15	90	10	○	○	○	○	○	エレベーター	乗用 連絡
3	H13.11	メーカー系 7&メンテナンス契約	H13.11	東芝エレベーター株式会社	B1100-2S60-10	CV150L	制御	1100	16	60	10	—	○	○	○	○	エレベーター	客用 連絡
4	H13.11	メーカー系 7&メンテナンス契約	H13.11	東芝エレベーター株式会社	B1100-2S60-10	CV150L	制御	1100	16	60	10	—	○	○	○	○	エレベーター	客用 連絡
5	H13.11	メーカー系 7&メンテナンス契約	H13.11	東芝エレベーター株式会社	PF2450-2060-10	CV150LL	制御	2450	37	60	10	—	○	○	○	○	エレベーター	人畜用 連絡
6	H13.11	メーカー系 7&メンテナンス契約	H13.11	東芝エレベーター株式会社	PF2000-0060-10	CV150L	制御	2000	30	60	10	—	○	○	○	○	エレベーター	非常用 連絡
7	H13.11	メーカー系 7&メンテナンス契約	H13.11	東芝エレベーター株式会社	P13-0045-10	CV200S	制御	900	13	45	2	○	○	○	○	○	エレベーター	乗用 連絡
8	H13.11	メーカー系 7&メンテナンス契約	H13.11	東芝エレベーター株式会社	WT-30-2	WT	制御	30	—	—	2	—	—	—	—	—	エレベーター	小荷物専
設置台数合計				8														
■ エスカレーター																		
号機	設置年月	契約種別	委託開始日	製造メーカー	型式	型番	階高	速度	階段幅	備考								
1	H13.11	メーカー系 7&メンテナンス契約	H13.11	東芝エレベーター株式会社	10 TA-S	5500 30	TA	5500	30	1000								
2	H13.11	メーカー系 7&メンテナンス契約	H13.11	東芝エレベーター株式会社	10 TA-S	5500 30	TA	5500	30	1000								
設置台数合計				2														

(2) 点検内容

【Ⅱ 7.1.1】～【Ⅱ 7.2.7】及び【Ⅱ 7.3.1】～【Ⅱ 7.4.4】による。

製造者によるフルメンテナンス点検を行う。

(3) 特記事項

①エレベーターの利用者が内部に閉じ込められた場合は、連絡を受けてから30分以内（災害遅れを除く）に到着し救出作業を行うこと。救出作業の後は各部品点検調整及び試運転を行い異常が無いことを確認すること。

6. 工作物・外構等

(a) 植栽管理業務

(1) 管理対象

下表のとおり。

種別・細別	形状	数量
高中木整枝工・剪定	夏季(普通)(h')ポプラ以外 幹周17cm以下	16本
高中木整枝工・剪定	夏季(普通)(h')ポプラ以外 幹周18cm~30cm	28本
高中木整枝工・剪定	冬季(普通)(h')ポプラ以外 幹周17cm以下	8本
高中木整枝工・整枝	(a') 幹周17cm以下	32本
高中木整枝工・整枝	(a) 幹周18cm~30cm	17本
高中木整枝工・整枝	(b) 幹周31cm~45cm	1本
高中木整枝工・刈込	樹高100cm未満	39本
高中木整枝工・刈込	樹高100cm~200cm未満	127本
高中木整枝工・刈込	樹高200cm~300cm未満	3本
低木整枝工・刈込	低木(g)H=1.2m未満 機械尽力併用	806㎡
低木整枝工・刈込	低木(h)H=1.2m以上 機械尽力併用	709㎡
地被類整枝工・刈込	地被類 人力	359㎡
高中木整枝工・木材処分	運搬・処分共	4台

種別・細別	形状	数量
樹木調査工・巡視	月1回	10回
樹木保護工・除草	除草(1)人力除草(切取り)	2067㎡
樹木保護工・除草	除草(2)抜根除草	834㎡

種別・細別	形状	数量
樹木地被育成工・点検	灌水設備点検 月1回	10回
樹木地被育成工・施肥	高木(c') N:P:K=6:4:3 粒状固形	106本
樹木地被育成工・施肥	中木(F') N:P:K=6:4:3 粒状固形	131本
樹木地被育成工・施肥	低木(i') N:P:K=6:4:3 粒状固形	39株
樹木地被育成工・施肥	高木(1') N:P:K=6:4:3 粒状固形	1116㎡
樹木地被育成工・点検	地被類N:P:K=6:4:3 粒状固形	417㎡
樹木地被育成工・点検	芝生N:P:K=6:4:3 緩効性	226㎡
樹木地被育成工・薬剤散布	高木	306本
樹木地被育成工・薬剤散布	中木	378本
樹木地被育成工・薬剤散布	低木	117本
樹木地被育成工・薬剤散布	生垣	2109㎡
樹木地被育成工・薬剤散布	低木	3099㎡
樹木地被育成工・薬剤散布	地被類	1251㎡
樹木地被育成工・薬剤散布	芝生	452㎡
樹木地被育成工・芝刈	芝生地	648㎡

(2)業務内容

【Ⅱ 8.4.1】による。ただし、下記を優先する

①業務実施時期については、下表を基本とする。

工種	種別	細別	回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
樹木整枝工	高中木整枝工	基本剪定	夏季1回				○								
〃	〃	〃	冬季1回										○		
〃	〃	整枝	年1回					○							
〃	〃	刈込	〃					○							
〃	低木整枝工	〃	〃					○							
〃	地被類整枝工	〃	〃					○							
樹木保全工	樹木調査工	巡視点検	年1回									○			
〃	樹木保護工	除草	年4回		○		○		○	○					
樹木育成工	樹木地被育成工	灌水設備点検	年10回	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
〃	〃	施肥	年1回										○		
〃	〃	薬剤散布	年1回		○										
〃	〃	芝刈	年4回	○		○		○		○					

(3)特記事項

- ①業務に必要な電気、水は発注者より受給する。
- ②薬剤散布は、周辺住民等への事前に散布通知をすること。
- ③3階庭園(約15㎡)ならびに1階光庭(約5㎡)の花の植え替えを年に2回行う。
- ④エントランス周辺部の除草を4回のうち1回は行う。
- ⑤業務完了報告書には、業務実施前後の写真を添付すること。

7. 医療関連設備等

(a) ナースコール設備保守点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

製造者：株式会社ケアコム

番号	品名	摘要	型名	数量
	ナースコールサーバー			1
2	ゲートウェイサーバー			1
3	ナースコールパソコン			5
4	ネットワークデータベース			1
5	ネットワークサーバーソフト			1
6	ナースコール基本ソフト			5
7	ナースコール制御機Z型	160局	BZM-160(特)	5
8	デジタル表示機親機		BZD-05	10
9	ウォールユニット		BF-312ZU	252
10	緊急呼出ボタン		BB-401ZU-SC	252
11	握押ボタン	脱落警報付	RB-823	252
12	ウォールユニット	直押ボタン式	BA-303Z	9
13	インターホン子機		SB-312Z	6
14	I/Oユニット 1回線		BX-101Z	47
15	I/Oユニット 3回線		BX-303Z	1
16	I/Oユニット 2回線	個別表示式	BX-102Z-KP	2
17	I/Oユニット 3回線	個別表示式	BX-103Z-KP	37
18	I/Oユニット 4回線	個別表示式	BX-104Z-KP	3
19	I/Oユニット 6回線	個別表示式	BX-106Z-KP	46
20	個別表示灯		BL-112/15	184
21	トイレ使用中表示灯		BL-641U/24	42
22	1回線用廊下灯		BL-501Z-X	7
23	2回線用廊下灯		BL-502Z-X	6
24	代表廊下灯		BL-641U/15	108
25	復旧ボタン		BR-103Z	108
26	トイレ・脱衣室用通話子機		BA-305ZU	105
27	天井スピーカー子機	パネル付	BS-231Z	11
28	天井マイク子機	パネル付	BM-231ZLA	11
29	呼出押ボタン	ひも1m	BT-302Z(特)	147
30	呼出押ボタン	ひも付	BT-302Z(特)	5

(2) 業務内容

- ① 製造者による点検を年4回（5月・8月・11月・翌年2月）行う。
- ② 5月期と11月期の点検時には、全ベッド呼出通話試験を行うこと。その他期は一部で良い。
- ③ 365日24時間故障対応を受付けを行い、迅速に対応を行うこと。
- ④ ③の対応について可能な旨を、書面にて提出すること。

(b) 医療ガス設備保守点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

医療ガス設備【株式会社セントラルユニ製】

名 称	数量	3・6ヶ月点検	12ヶ月点検
		(外観・機能点検)	(精密点検)
予備酸素マニホールド (MA 2列16本立)	1式	○	○
笑気マニホールド (MA 1列6本立)	1式	○	○
窒素マニホールド (MA 1列2本立)	1式	○	○
圧縮空気装置 (7.5kW×2台・クリーンエアユニット)	1式	○	○
吸引装置 (5.5kW×2台)	1式	○	○
非治療用空気装置	1式	○	○
壁付アウトレット	714個	○	○
キー付アウトレット	4個	○	○
天吊式アウトレット	53個	○	○
リール式アウトレット	15個	○	○
高圧窒素アウトレット	7台	○	○
余剰ガス回収装置	11台	○	○
メインシャットオフバルブ	4個	○	○
シャットオフバルブ (区域表示型)	20個	○	○
シャットオフバルブ (緊急導入口付)	14個	○	○
シーリングアーム	5台	○	○
シーリングモジュール	8台	○	○
手術室アイソレーションシステム	5式	×	○
区域監視盤	9個	○	○
区域監視盤センサーユニット	9個	○	○
供給元監視盤	1台	○	○
定置式液体酸素タンク	1式	○	○
定置式液体酸素センサーユニット	1台	○	○

(2) 定期点検

① 製造者による、保守点検を行う。

② 厚生労働省が定める「医療ガスの保守点検指針」に基づき、機器の機能確認を行い、必要に応じて部品、材料の交換、注油、汚れの除去等を行うこと。

③ 365日24時間故障対応を受付けを行い、迅速に対応を行うこと。

④ ③の対応について可能な旨を、書面にて提出すること。

⑤ 定置式液体酸素タンクは上記以外に、周囲状況、タンクの基礎及び据付状況、液面計、保安動力電源、消火設備、通報設備の外観点検を年1回実施すること。

(c)院内搬送設備保守点検業務

(1)対象施設

垂直・水平搬送機設備【株式会社日本シューター製】

下表のとおり。

垂直搬送設備（バーチカルコンベヤ）	
ドライブユニット	2台
ケージユニット	2台
送受信コンベヤ	9ステーション
シャッターユニット	22台
テールユニット	2台
水平コンベヤ	22台
スイッチ類	1式
中央制御装置	1式
搬送容器	45台
水平搬送設備（カルテ搬送）	
軌条	84m
ステーション	2ステーション
分岐合流装置	2台
防火ダンパー	2台
エアーフラップ	1台
中央制御装置	1式
台車及びコンテナ	4台

(2)定期点検

①製造者による、保守点検を行う。

(d) 中央集塵設備保守点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

中央集塵設備	
製造者	日本シューター株式会社
型式	BF-115-DV

(2) 点検内容

- ① 製造者による、保守点検を1年に1回行う。
- ② 「制御装置関係、動力装置関係、集塵装置関係」を性能・機能維持に必要な点検を行う。
- ③ 必要に応じて部品、材料の交換、注油、汚れの除去等を行う。交換する部品等はすべて新品を使用すること。

(e) ごみ貯留排出設備保守点検業務

(1) 対象施設

下表のとおり。

ごみ貯留排出設備	
製造者	日本クリーンシステム株式会社
型式	GML-8000

(2) 点検内容

- ① 製造者による、保守点検を1年に1回行う。
- ② 「本体・駆動部・投入口、搬出口・コンベア、消臭液噴霧装置、各電気関係」を性能・機能維持に必要な点検を行う。
- ③ 必要に応じて部品、材料の交換、注油、汚れの除去等を行う。交換する部品等はすべて新品を使用すること。

(f) 害虫等駆除業務

(1) 対象施設

当院全般

(2) 業務内容

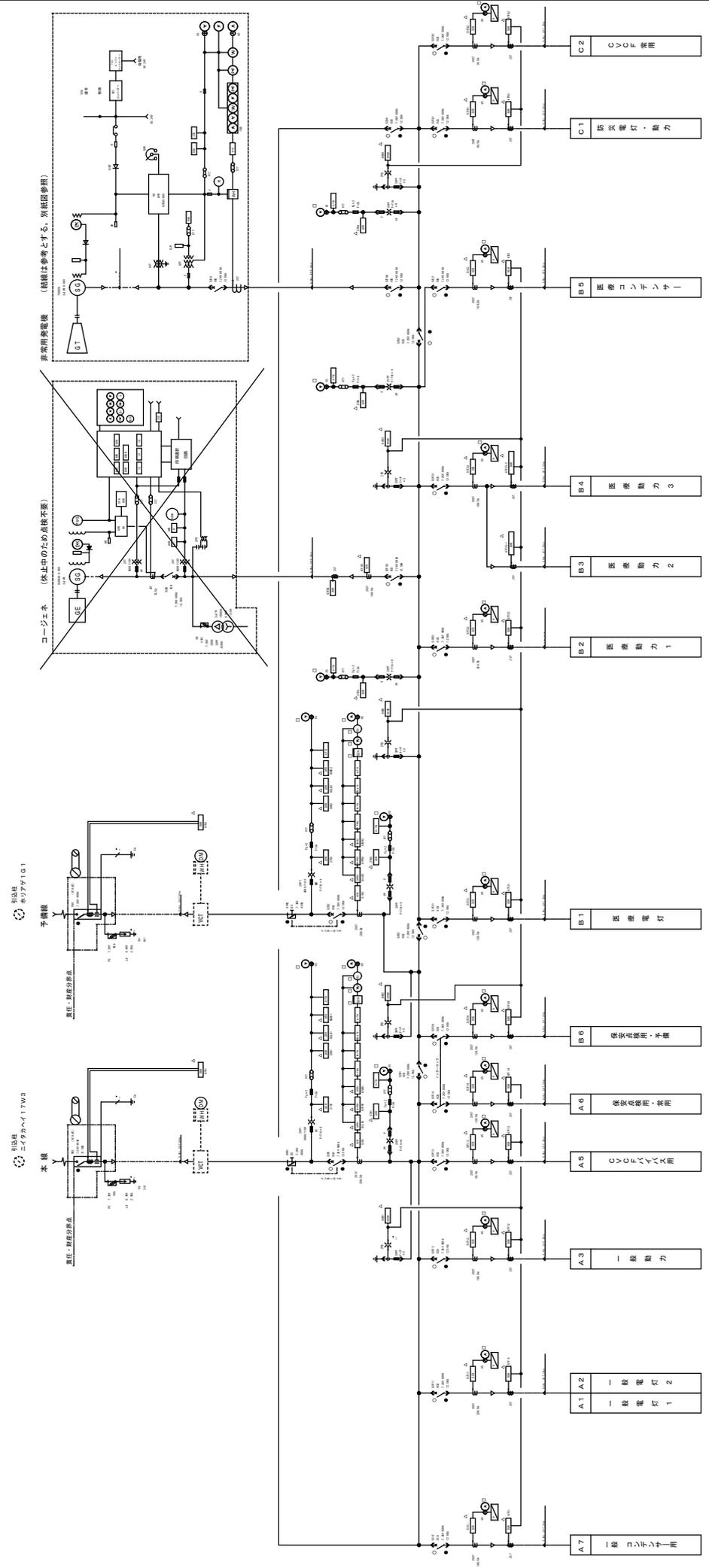
- ① 防除作業計画書の作成
防除対象施設の構造設備や衛生状態等、総合的な環境調査を行うとともに、トラップによる捕獲調査、目視調査、聞き取り調査等により防除対象範囲を絞り込み、害虫等の管理基準、生息実態調査の方法、害虫等の発生（生息）を確認した場合の対処法など具体的な防除作業計画を作成すること。
- ② 生息実態調査
防除作業計画書に基づき、定期的にトラップ調査、目視調査、聞き取り調査等を行い、害虫等の生息実態を調査すること。
- ③ 物理的な防除
生息実態調査により、予め定めた管理基準値を超えて害虫等の発生（生息）が確認された場合、粘着トラップ等による物理的防除を行うこと。
- ④ 薬剤による防除
物理的な防除では効果が得られない場合、次の項目について、発注者と協議し、薬剤による防除を行うこと。
「使用薬剤の名称・種類」「使用（散布）の方法・範囲及び予定量」「薬剤使用（散布）に安全確保対策の内容」

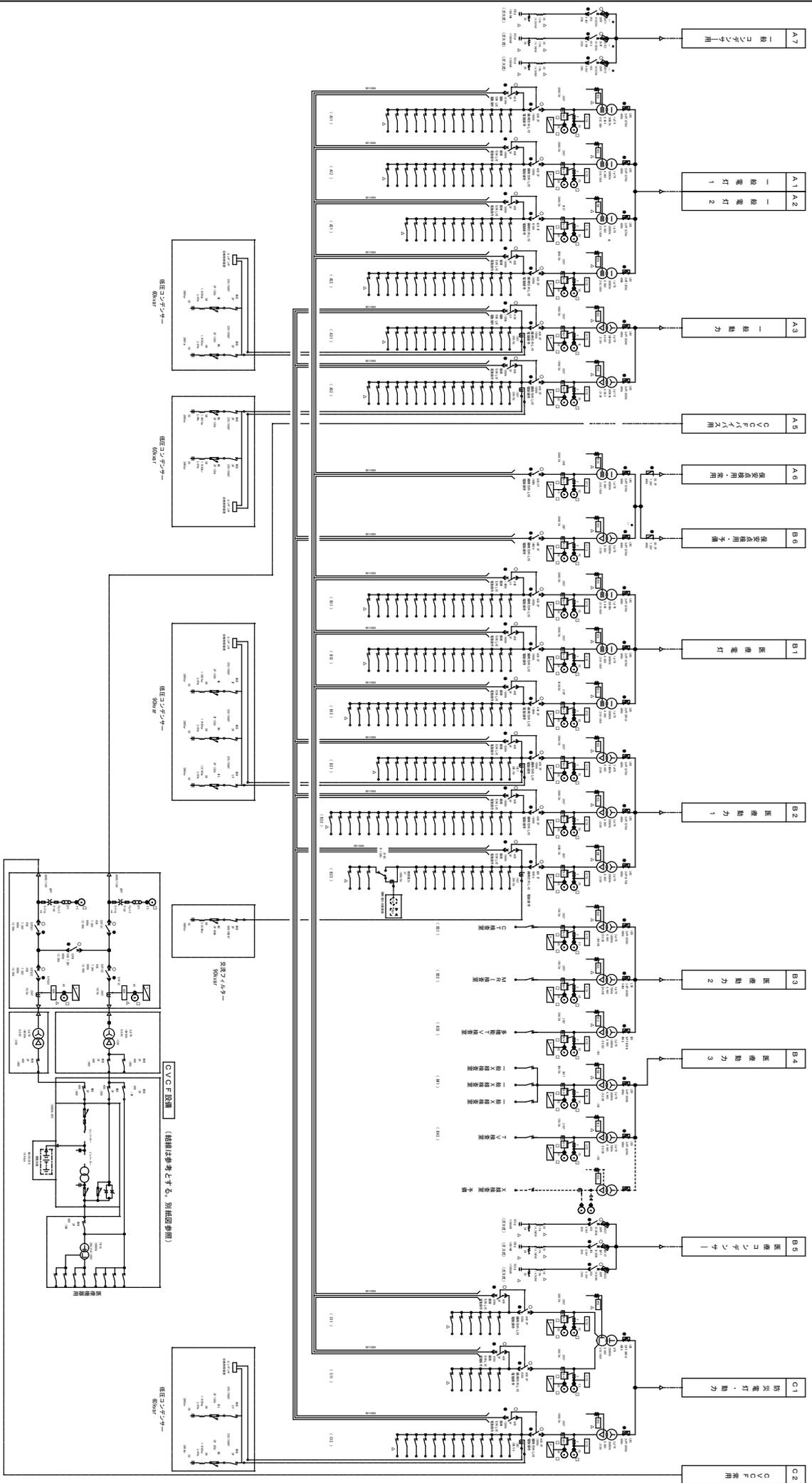
(3) 特記事項

下記の周期にて調査を行うこと。

- ・ 定期調査（年 2 回）
館内共用部水回り、B 1 階栄養部エリア、ドライエリア、B 2 階免震階
 - ・ 重点調査（年 4 回）
B 1 階栄養部エリア、ドライエリア、B 2 階免震階
 - ・ B 1 階栄養部捕虫器メンテナンス（月 1 回）
捕虫紙交換（月 1 回）・ランプ交換（年 2 回）
- 捕獲された飛翔昆虫を目視により確認し、内部発生か外部侵入か判断すること。

凡	記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称
VCT	C T	取引用変圧器	S G	発電機	05C	地絡過電圧継電器	05C	地絡過電圧継電器	05C	電圧計	05C	電圧計
VCB	Z C T	真空遮断機	E L R	漏電リレー	05D	コンデンサガス圧異常検出	05D	コンデンサガス圧異常検出	05D	常相電圧計	05D	常相電圧計
VMC	S C	真空電磁接触器	F 0 T	家庭用温度上昇 (警報接点付)	05E	リアクトル温度上昇	05E	リアクトル温度上昇	05E	電流計	05E	電流計
D S	D S R	断路器	2 7	過電圧継電器	05F	MCBトリップ	05F	MCBトリップ	05F	電力計	05F	電力計
LBS	D C	負荷開閉器	5 9	過電圧継電器	05G	逆電力継電器	05G	逆電力継電器	05G	力率計	05G	力率計
P F	D R	電力ヒューズ	3 7 F	電力ヒューズ検知	05H	短絡方向継電器	05H	短絡方向継電器	05H	積算電力量計	05H	積算電力量計
T R	A C B	変圧器	5 1	過電圧継電器	05I	周波数上昇	05I	周波数上昇	05I	最大需要電力計	05I	最大需要電力計
L A	M C B	漏電遮断機	5 2	自動分断継電器	05J	周波数低下	05J	周波数低下	05J	周波数計	05J	周波数計
Z P D	M C	コンデンサ形常相電圧検出器	5 3	地絡過電圧継電器	05K	不足電力継電器	05K	不足電力継電器	05K			
P T	B D	計器用変圧器	5 7	地絡分向継電器	05L		05L		05L			





名称	十三市医師院 建築設備図
図面名称	別紙 2
縮尺	1/5000
設計	平成 13 年 1 月
図面番号	

パッケージユニット (機器一覧)

番号	系統名	型式	冷房 (暖房) (kw/h)	圧縮機出力 (kw)	電気容量 kw	台数
MACP - B02 - B02A	B1F電気室	空冷パッケージ マルチ型	84.0 —	3.5+3.75+ (3.75+4.0) ×2	32.8	2
MACP	B1F電気室	床置ダクト型	28.0	—	0.9	6
MACP - B03 - B03A - B03B - B03C	B1F中央倉庫	空冷ヒートポンプパッケージ マルチ型	14.0 16.0	3.50	6.1	1
	B1Fリネン仕分室	天吊カセット型	3.6 (4.0)	—	83W	1
	B1F中央倉庫	天吊カセット型	3.6 (4.0)	—	83W	2
	B1F監視室	天吊カセット型	3.6 (4.0)	—	83W	1
MACP - B04 - B04A - B04B - B04C	B1F厨房事務室	空冷ヒートポンプパッケージ マルチ型	14.0 16.0	3.50	6.1	1
	B1F厨房事務室	天吊カセット型	4.5 (5.0)	—	118W	1
	B1Fカンファレンス	天吊カセット型	4.5 (5.0)	—	118W	1
	B1F休憩室	天吊カセット型	4.5 (5.0)	—	118W	1
MACP -101 - 101A - 101B - 101C - 101D	1FX線操作室	空冷ヒートポンプパッケージ マルチ型	36.4 41.0	3.5+2.2+4.0	13.8	1
	1FTV検査操作室	天吊カセット型	5.6 (6.3)	—	118W	1
	1F多機能TV検査操作室	天吊カセット型	7.1 (8.0)	—	135W	1
	CT - MRI操作室	天吊カセット型	3.6 (4.0)	—	83W	2
	1F一般撮影操作室	天吊カセット型	5.6 (6.3)	—	118W	3
MACP - 201 - 201A	2F検体検査室	空冷ヒートポンプパッケージ マルチ型	56.0 63.0	3.5+3.75+ 3.75+4.0	21.3	1
	2F検体検査室	天吊カセット型	9.0 (10.0)	—	194W	6
MACP - 202 - 202A	2F厨房	空冷ヒートポンプパッケージ マルチ型	11.2 12.5	2.90	5.0	1
	2F厨房	天井埋込ビルトイン型	5.6 (6.3)	—	216W	2
MACP - 301 - 301A	3F開発室	空冷ヒートポンプパッケージ マルチ型	28.0 31.5	3.5+3.75+	11.8	1
	3F開発室	天吊カセット型	9.0 (10.0)	—	194W	2
MACP - 302 - 302A	3F当直室	空冷ヒートポンプパッケージ マルチ型	16.0 18.0	3.90	6.9	1
	3F当直室1~5	天吊カセット型	2.8 (3.2)	—	83W	5
MACP - 401 - 401A - 401B - 401C - 401D - 401E	4~8F N・S	空冷ヒートポンプパッケージ マルチ型	50.4 56.5	3.5+3.75+ 2.5+3.75	19.2	1
	4F N・S	天吊カセット型	5.6 (6.3)	—	118W	2
	5F N・S	天吊カセット型	5.6 (6.3)	—	118W	2
	6F N・S	天吊カセット型	5.6 (6.3)	—	118W	2
	7F N・S	天吊カセット型	5.6 (6.3)	—	118W	2
	8F N・S	天吊カセット型	5.6 (6.3)	—	118W	2
ACP -101	1F 中央監視室	空冷ヒートポンプパッケージ ツイン同時	16.0 18.0	4.50	6.5	1
		天吊カセット型				2
ACP -102	1F MR I CPU室	空冷/ベッグ 床置下吹型	40.0	5.5×2	23.5	2
ACP -104	1F 画像センター	空冷ヒートポンプパッケージ ツイン同時	14.0 16.0	3.75	5.8	1
		天吊カセット型				2
ACP -201	2F 図書館	空冷ヒートポンプパッケージ ツイン同時	14.0 16.0	3.75	5.8	1
		天吊カセット型				3
ACP -901	9F 院内学級	空冷ヒートポンプパッケージ ツイン同時	11.2 12.5	3.00	4.8	1
		天吊カセット型				2
ACP -301 - 301A	3F コンピューター室	空冷ヒートポンプパッケージ ツイン同時	14.0 16.0	3.75	5.39	3
		天吊カセット型				3
ACP -801	8F介護浴室	空冷ヒートポンプパッケージ 天吊型	7.1 (8.0)	1.62	2.36	1
ACP -802	8Fカンファレンス	空冷ヒートポンプパッケージ 天吊カセット型	12.5 (14.0)	2.40	4.34	1
						1

エアハンドリングユニット（機器一覧）

記号	系統名	設置状態	型式	風量 (m ³ /h)	冷房能力 暖房能力 (Kcal/h)	電動機 KW	台数	備考
AC-B01	霊安室	天吊	一体型	2,100	29,700	2.20	1	
AC-B02	解剖室	天吊	一体型	3,700	22,700	3.70	1	
AC-B03	内視鏡センター	天吊	水平型	1,850	52,300 31,700	0.75	1	
AC-B04	厨房（空調）	床置	水平型	8,000	21,100 11,200	7.50	1	
AC-B05	中央倉庫・ホール	天吊	水平型	2,010	70,800 47,500	2.20	1	
AC-B06	更衣室	床置	水平型	5,440	16,400 11,400	5.50	1	
AC-B07	厨房（バランス）	床置	水平型	18,000	49,500 34,500	11.00	1	
AC-101	外来検査	床置	水平型	10,140	42,800 78,400	5.50	1	
AC-102	中央待合	床置	水平型	16,000	92,400 64,200	11.00	1	
AC-103	X線検査	床置	水平型	4,690	20,800 88,700	3.70	1	
AC-104	MRI検査	床置	垂直型	2,600	42,700 29,700	3.70	1	
AC-105	救急処置	床置	垂直型	2,120	12,000 5,100	3.70	1	
AC-106	薬剤	床置	垂直型	1,960	19,300 13,400	1.50	1	
AC-107	無菌室	天吊	一体型	1,200	17,900 12,400	1.50	1	
AC-201	外来検査	床置	水平型	9,750	9,600 5,000	7.50	1	
AC-202	管理部門	床置	水平型	4,600	88,800 61,800	3.70	1	
AC-203	検体検査	床置	水平型	3,400	41,900 29,100	2.20	1	
AC-204	生理機能検査	床置	水平型	2,350	31,000 21,500	2.20	1	
AC-205	食堂	天吊	一体型	4,050	21,400 15,500	2.20	1	
AC-206	厨房（バランス）	床置	水平型	5,000	36,900 25,700	3.70	1	
AC-301	医局・共用	床置	水平型	2,000	11,900 21,800	2.20	1	
AC-302	OP付属室	床置	水平型	2,250	18,800 12,700	2.20	1	
AC-303	中央材料 （未滅菌）	床置	水平型	1,650	20,500 14,300	1.50	1	
AC-304	中央材料 （未滅菌）	床置	水平型	5,000	15,000 10,500	3.70	1	
AC-305	OP-1	床置	水平型	2,800	26,400 6,600	3.75	1	
AC-306	OP-2	床置	水平型	3,900	12,500 2,600	3.75	1	
AC-307	OP-3	床置	水平型	3,900	18,000 4,100	3.75	1	
AC-308	OP-4	床置	水平型	3,900	18,000 4,100	3.75	1	
AC-309	OP-5	床置	水平型	4,200	18,000 4,100	5.50	1	
AC-310	OPホール	床置	水平型	6,000	21,100 5,500	3.70	1	
AC-401	産婦人科病室	床置	垂直型	4,200	44,400 15,800	2.20	1	
AC-402	周産期	床置	垂直型	2,500	38,300 27,700	2.20	1	
AC-403	共用廊下	床置	垂直型	1,500	22,800 17,200	1.50	1	
AC-501	小児科・内科病室	床置	水平型	5,900	13,700 9,500	3.70	1	
AC-502	共用廊下	床置	水平型	2,150	53,700 38,900	1.50	1	
AC-503	結核モデル	床置	水平型	700	19,600 13,600	0.75	1	
					8,500 7000			

記号	系統名	設置状態	型式	風量 (m ³ /h)	冷房能力 暖房能力 (Kcal/h)	電動機 KW	台数	備考
AC-601	内科 神経内科病室	床置	水平型	5,300	48,300 35,000	3.7	1	
AC-602	共用廊下	床置	水平型	2,650	24,100 16,800	2.2	1	
AC-701	外科・泌尿器科 耳鼻科病室	床置	水平型	5,350	48,700 35,300	3.7	1	
AC-702	共用廊下	床置	水平型	1,350	12,300 8,600	1.5	1	
AC-801	結核病棟	床置	水平型	5,350	48,700 35,300	3.7	1	
AC-802	共用廊下	床置	水平型	1,650	15,000 10,500	1.5	1	
AC-901A	会議室A	床置	水平型	4,100	37,300 26,000	2.2	1	
AC-901B	会議室B	床置	水平型	4,100	37,300 26,000	2.2	1	
AC-901C	9階ホール	床置	水平型	4,100	37,300 26,000	2.2	1	
T A C	ターミナル型空調器	天吊	一体型	2,720	18,000	1.5	7	

ファンコイルユニット (機器一覧)

番号	系統	型式	番手	風量 (m ³ /h)	冷房能力 暖房能力 (Kcal/h)	電気容量 (W)	台数	備考
FC - 2	2管式	天井カセット形	200	372	1,640 2,510	64	41	
FC - 3	2管式	"	300	522	2,120 3,300	67	112	
FC - 4	2管式	"	400	690	2,840 4,420	105	146	
FC - 6	2管式	"	600	1,002	3,950 6,200	140	69	
FC - 6F	2管式				3,950 6,200		2	
FC - 8	2管式	"	800	1,290	5,560 8,780	172	3	
FR - 2	2管式	天井埋込ダクト形	200	468	1,660 2,730	113	2	
FR - 3	2管式	"	300	660	2,170 3,640	125	6	
FR - 4	2管式	"	400	936	2,860 4,910	223	10	
FR - 6	2管式	"	600	1,320	4,000 6,790	248	39	
FR - 8	2管式	"	800	1,710	5,740 10,110	365	7	
FC4 - 2	4管式	天井カセット形	200	372	1,220 1,370	64	13	
FC4 - 2F	4管式				1,220 1,370		6	
FC4 - 3	4管式	"	300	522	1,590 1,750	67	25	
FC4 - 3F	4管式				1,590 1,750		4	
FC4 - 4	4管式	"	400	690	2,200	105	12	
FC4 - 4F	4管式				2,200 2,340		2	
FC4 - 6	4管式	"	600	1,002	3,130 3,240	140	18	
FC4 - 6F	4管式				3,130 3,240		1	
FC4 - 8	4管式	"	800	1,290	4,340 4,270	172	3	
FC4 - 8F	4管式				4,340 4,270		3	
FR4 - 4	4管式	天井埋込ダクト形	400	498	2,350 1,820	223	1	
FR4 - 6	4管式	"	600	702	3,310 2,570	248	5	
FR4 - 8	4管式	天井埋込ダクト形	400	498	2,350 1,820	223	1	
FR4 - 8F	4管式	天井埋込ダクト形	400	498	2,350 1,820	223	3	
FC - 2-2	2管式	天井カセット形	200	372	1,640 2,510	64	5	
FC - 2-3	2管式	天井カセット形	200	372	1,640 2,510	64	6	

設置階	空調機 種類	設置 エリア数	空調機 台数	種類	寸法	清掃・交換 周期	偶数年度 洗浄・清掃、交換時期												奇数年度 洗浄・清掃、交換時期											
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3階	FC-3	4	6	中性能フィルター65%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																						
	D-CF2-300R			サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月						○																		
	FC-4	1	1	中性能フィルター65%	234 × 726 × 30	24ヶ月		◎																						
	D-CF2-400R			サラネットフィルター	230 × 725 × 10	3ヶ月						○																		
	FC-6	1	6	中性能フィルター65%	234 × 446 × 30	24ヶ月		◎																						
	D-CF2-600R			中性能フィルター65%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																						
				サラネットフィルター	230 × 445 × 10	3ヶ月		○				○																		
				サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月		○				○																		
	FC4-2	3	3	中性能フィルター65%	234 × 446 × 30	24ヶ月		◎																						
	D-CF2-200R			サラネットフィルター	230 × 445 × 10	3ヶ月						○																		
	FC4-3	5	5	中性能フィルター65%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																						
	D-CF2-300R			サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月						○																		
	FC4-4	2	2	中性能フィルター65%	234 × 726 × 30	24ヶ月		◎																						
	D-CF2-400R			サラネットフィルター	230 × 725 × 10	3ヶ月						○																		
	FC4-6	4	6	中性能フィルター60%	234 × 446 × 30	24ヶ月		◎																						
	D-CF2-600R			中性能フィルター60%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																						
				サラネットフィルター	230 × 445 × 10	3ヶ月		○				○																		
				サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月		○				○																		
	FC4-2F	4	5	中性能フィルター90%	234 × 446 × 30	24ヶ月		◎																						
	D-CF2-200R			サラネットフィルター	230 × 445 × 10	3ヶ月						○																		
	FC4-3F	1	3	中性能フィルター90%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																						
	D-CF2-300R			サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月						○																		
	FC4-4F	1	1	中性能フィルター90%	234 × 726 × 30	24ヶ月		◎																						
	D-CF2-400R			サラネットフィルター	230 × 725 × 10	3ヶ月						○																		
FC4-8F	1	3	中性能フィルター90%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																							
D-CF2-800R			中性能フィルター90%	234 × 726 × 30	24ヶ月		◎																							
			サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月		○				○																			
				サラネットフィルター	230 × 725 × 10	3ヶ月		○																						

○…洗浄または清掃

◎…交換

4階	FC-2	1	7	中性能フィルター65%	234 × 446 × 30	24ヶ月		◎																	
	D-CF2-200R			サラネットフィルター	230 × 445 × 10	3ヶ月						○													
	FC-3	7	10	中性能フィルター65%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																	
	D-CF2-300R			サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月						○													
	FC-4	6	5	中性能フィルター65%	234 × 726 × 30	24ヶ月		◎																	
	D-CF2-400R			サラネットフィルター	230 × 725 × 10	3ヶ月						○													
				中性能フィルター65%	234 × 446 × 30	24ヶ月		◎																	
				中性能フィルター65%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																	
	D-CF2-600R	サラネットフィルター	230 × 445 × 10	3ヶ月		○				○															
					サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月		○																
	FC4-3	1	1	中性能フィルター65%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																	
	D-CF2-300R			サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月						○													
	FC4-4	1	1	中性能フィルター65%	234 × 726 × 30	24ヶ月		◎																	
	D-CF2-400R			サラネットフィルター	230 × 725 × 10	3ヶ月						○													
	FC4-6	2	2	中性能フィルター65%	234 × 446 × 30	24ヶ月		◎																	
	D-CF2-600R			中性能フィルター65%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																	
				サラネットフィルター	230 × 445 × 10	3ヶ月		○				○													
				サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月		○				○													
	FC4-2F	1	1	中性能フィルター90%	234 × 446 × 30	24ヶ月		◎																	
	D-CF2-200R			サラネットフィルター	230 × 445 × 10	3ヶ月						○													
	FC4-3F	1	1	中性能フィルター90%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																	
	D-CF2-300R			サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月						○													
	FC4-4F	1	1	中性能フィルター90%	234 × 726 × 30	24ヶ月		◎																	
	D-CF2-400R			サラネットフィルター	230 × 725 × 10	3ヶ月						○													
FC4-6F	1	1	中性能フィルター90%	234 × 446 × 30	24ヶ月		◎																		
D-CF2-600R			中性能フィルター90%	234 × 576 × 30	24ヶ月		◎																		
			サラネットフィルター	230 × 445 × 10	3ヶ月		○				○														
				サラネットフィルター	230 × 575 × 10	3ヶ月		○																	
FR-4	1	1	プレフィルター	128 × 1157 × 10	3ヶ月、12ヶ月						○														
D-CCS-600R												○													
FR-6	3	4	中性能フィルター65%	244 × 320 × 40	24ヶ月		◎																		
D-CCS-600R			ロングライフフィルター	244 × 320 × 25	3ヶ月		○				○														
			プレフィルター	128 × 968 × 10	3ヶ月、12ヶ月		○				○														
FR-8	1	1	プレフィルター	128 × 968 × 10	3ヶ月、12ヶ月						○														
D-CCS-1200R												○													

○…洗浄または清掃

◎…交換

ファンフィルターユニット (機器一覧)

番号	系統	型式	風量 (m ³ /h)	冷房能力 暖房能力 (Kcal/h)	電気容量 (w)	台数	備考
FFU - 102	1階無菌室	天井カセット型	1,340		200	1	
FFU - 301	3階OP5前室	天井カセット型	1,500	—	200	1	
FFU - 302	3階OPホール	天井カセット型	2,200	—	200	4	
FFU - 303	3階機材庫1	天井カセット型	2,100	—	200	1	
FFU - 304	3階機材庫2	天井カセット型	2,400	—	200	1	
FFU - 401	4階分娩室1	天井カセット型	2,100	5,510 1,540	200	2	
FFU - 402	4階分娩室2	天井カセット型	2,300	5,400 1,430	200	2	
FFU - 404	4階未熟児室	天井カセット型	2,000	6,720 1,870	200	6	
FFU - 3	8階結核病棟	天井カセット型	1,080	2,795 4,532	200	3	
FFU - 4	8階結核病棟	天井カセット型	1,200	3,268 5,048	200	6	
FFU - 6	8階結核病棟	天井カセット型	1,440	4,351 6,725	200	7	

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき

（2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3569

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

- （1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき
- （2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3569

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。